

磐田市津波避難計画

平成 28 年 3 月策 定

令和 3 年 12 月最終修正



一 目 次 一

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画の修正	
第2章 津波浸水想定区域の設定	2
第3章 津波避難対象地区の指定	4
第4章 津波避難のあり方	5
1 津波避難施設と避難路	
2 津波避難対策の一定基準	
第5章 市の動員計画	6
第6章 津波情報等の収集・伝達	7
1 情報の受信・伝達体制等	
2 海面監視による情報収集	
3 サイレン吹鳴による情報の伝達	
4 いわたホットライン	
第7章 避難指示（緊急）等の発令基準	10
1 津波警報等の発表基準	
2 避難指示（緊急）等の発令基準	
3 避難対象地区と避難指示（緊急）発令の基準	
第8章 津波からの避難方法	15
第9章 地区の津波避難計画	16
1 基本的事項	
2 地区の津波避難計画作成手順	
第10章 平常時の地震・津波防災教育・啓発	19
1 防災教育	
2 津波浸水想定区域等の周知	
第11章 津波避難訓練	20
1 津波避難訓練の実施時期、実施体制、参加者	
2 訓練の内容等	
第12章 その他の留意点	21
1 避難行動要支援者の避難対策	
2 観光客、釣り人などの避難対策	
巻末資料1 主な用語の意義	22
巻末資料2 津波避難施設一覧表	23
巻末資料3 陸域への津波到達予想時間	27

第1章 総則

1 目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災では、昼間にもかかわらず死者・行方不明者が合わせて約2万人という甚大な被害をもたらした。

本市は、南海トラフ巨大地震等の発生が想定されている地域で、平成25年6月に公表された「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」によれば、想定津波高は最大11.6m、津波浸水想定区域は18.4km²、津波による犠牲者は、最大で1,200人と想定されている。

このようなことから、巨大地震による津波から命を守るため、市民等が迅速かつ的確な避難行動をとれることを目的として、磐田市津波避難計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。

2 計画の修正

本計画は、今後、国や県が公表する被害想定や土地条件、津波避難タワーや海岸防潮堤などの施設整備による状況の変化、新たな知見の発表などに応じて、適宜修正を行うものとする。

第2章 津波浸水想定区域の設定

本計画における津波浸水想定区域は、「静岡県第4次地震被害想定」に基づく、発生頻度が比較的高い東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波（図2-1）と発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波（図2-2）の浸水想定区域及び過去の記録から浸水範囲が概ね判明している安政東海地震の津波（図2-3）の推定浸水区域を重ね合わせた範囲とする。

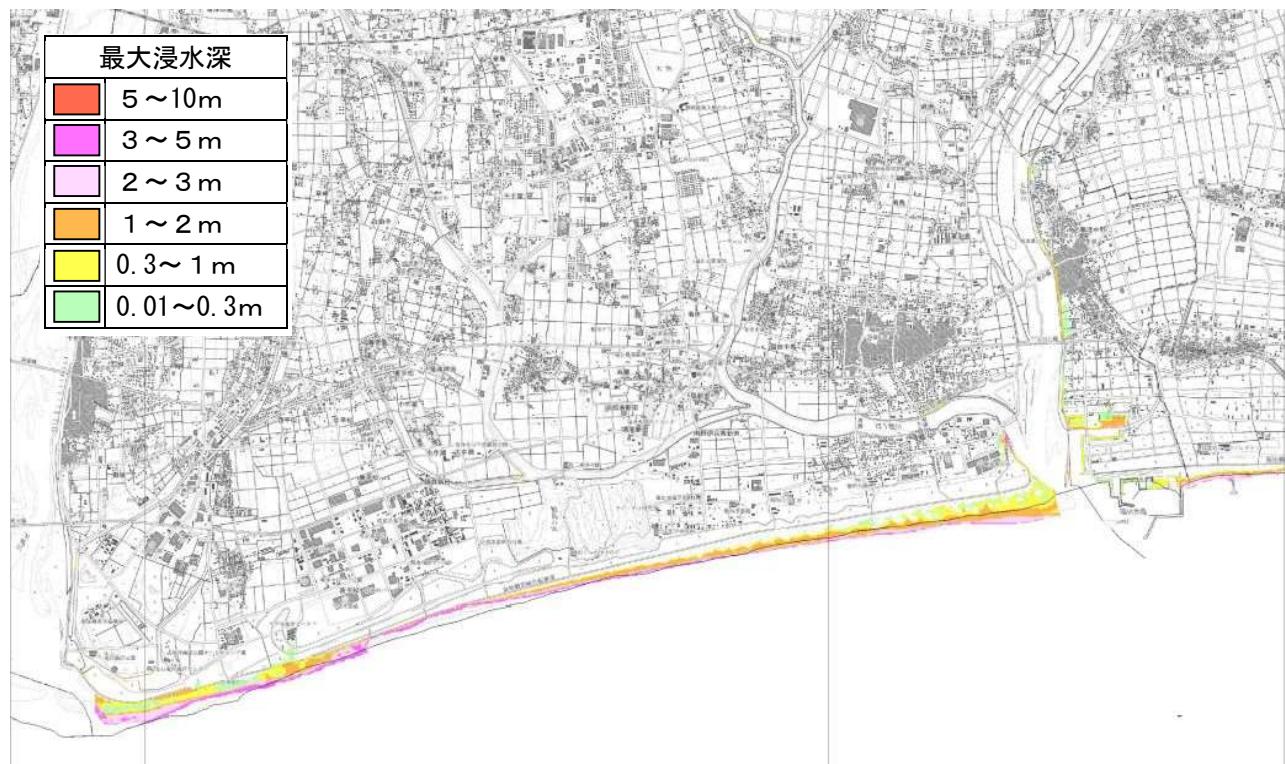


図2-1 東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波浸水想定区域図

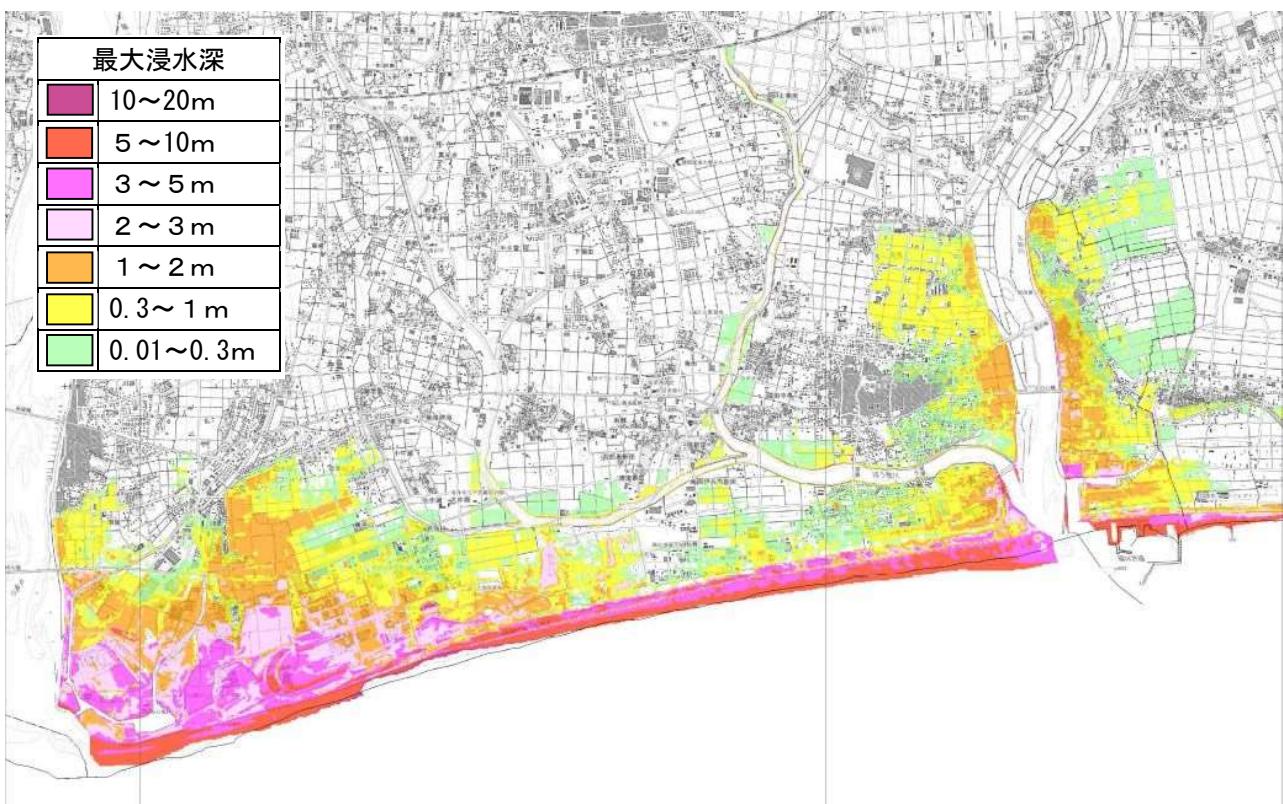


図 2-2 南海トラフ巨大地震（レベル 2）の津波浸水想定区域図

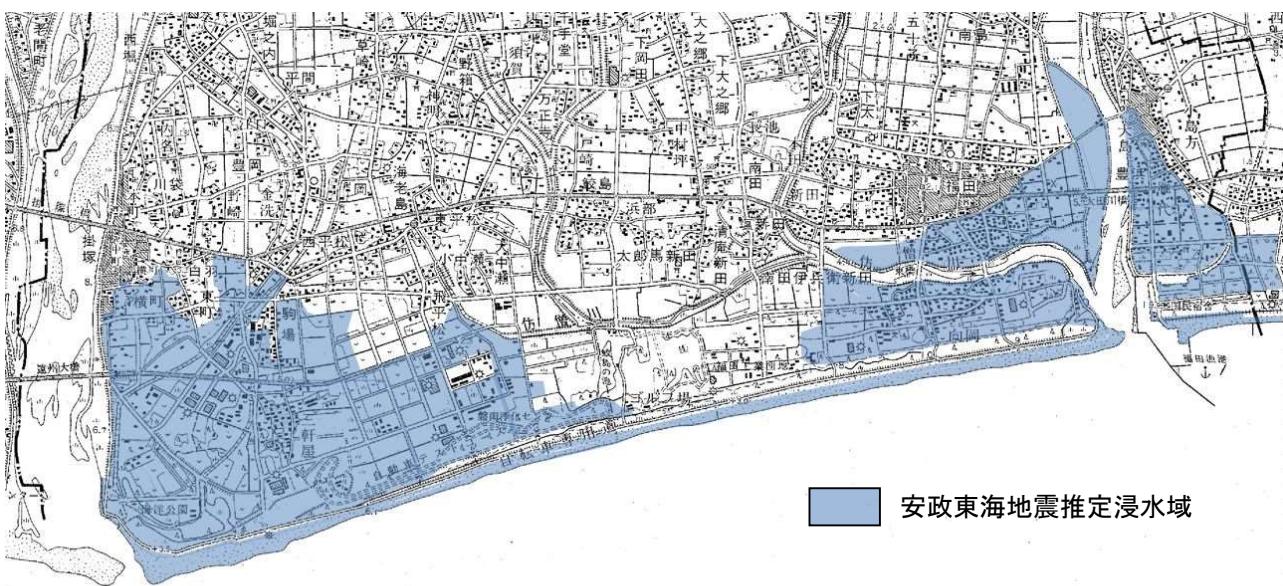


図 2-3 安政東海地震の推定津波浸水区域図

第3章 津波避難対象地区の指定

津波避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定」に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域と安政東海地震推定津波浸水区域の2つの津波浸水域を含む自治会とするが、周囲の標高等を考慮し、地形・地物を目安に指定する。該当する自治会名については、「第7章 避難指示等の発令基準」に記載する。

なお、この地区は、「磐田市津波防災地域づくり推進計画」（平成27年11月）の「津波避難対象区域」（図3-1）と同じである。今後、静岡県知事による津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、津波避難対象地区を見直すこととする。



図3-1 津波避難対象区域

第4章 津波避難のあり方

1 津波避難施設と避難路

津波から命を守るために、安全な高台に避難することが大原則である。しかし、沿岸地域には高台はなく、地震発生後、内陸への津波到達時間が早いため津波避難対象地区内に津波避難施設等の整備が必要となる。

こうしたことから、市では、津波避難タワーの設置や学校等の公共施設及び民間の建物を津波避難ビルとして指定してきた。今後、津波避難施設がない地域には津波避難ビルの追加指定など避難場所の確保に努めていく。

また、避難路については、津波到達時間が早く、実際の避難に際し、全ての道路が避難路として使用されると考えられることから、特に避難路の指定を行わない。

(津波避難施設、陸域の津波到達予想時間は、巻末資料のとおりである。)

2 津波避難対策の一定基準

津波からの避難に関する一定の条件を表4-1に示す。

表4-1 津波避難対策の一定基準

	基準	参考指針等
移動手段	原則 徒歩	県、消防庁の指針
避難開始時間	地震発生から5分	県の指針
避難速度	水平方向：1.0m／秒 垂直方向：0.2m／秒	県、消防庁の指針
避難先	津波避難ビル、津波避難タワー	県、消防庁の指針
避難方向	原則 海岸、河川から離れる方向	県、消防庁の指針
避難距離	原則 700m以内	沿岸域で浸水が開始する「19分」以内で避難可能な距離

第5章 市の動員計画

磐田市地域防災計画に基づく市の動員計画（災害時等の配備体制とその基準）は、表 5-1 のとおりである。

表 5-1 災害時等の配備体制とその基準

配備レベル	配備体制	配備要員	配備基準
レベル2	事前配備体制	総務部、監査委員事務局、各支所、広報広聴・ティップ・モーション課、地域づくり応援課、産業部、建設部、消防本部、本部員（一部職員）、各部局の班編成に基づく職員	津波注意報が静岡県に発表されたとき
レベル3	災害警戒本部体制（災害対策準備室）	総務部、監査委員事務局、各支所、広報広聴・ティップ・モーション課、地域づくり応援課、産業部、建設部、消防本部、本部員（一部職員）、各部局の班編成に基づく職員	津波警報が静岡県に発表されたとき
レベル4	災害対策本部体制Ⅰ	総務部、監査委員事務局、各支所、広報広聴・ティップ・モーション課、地域づくり応援課、産業部、建設部、消防本部、本部員（全職員）、各部局の班編成に基づく職員	大津波警報が発表されたとき
レベル5	災害対策本部体制Ⅱ	全職員	現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認めるとき

注 表中消防本部には消防署を含むものとする。

第6章 津波情報等の収集・伝達

1 情報の受信・伝達体制等

情報の受信・伝達体制は図6-1のとおりである。

住民、海岸利用者及び事業所等への伝達は、下記の場合に全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線（同報系）での周知のほか広報車、いわたホッとラインなどにより実施する。

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合
- (2) 強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合
- (3) 避難指示等を発令した場合

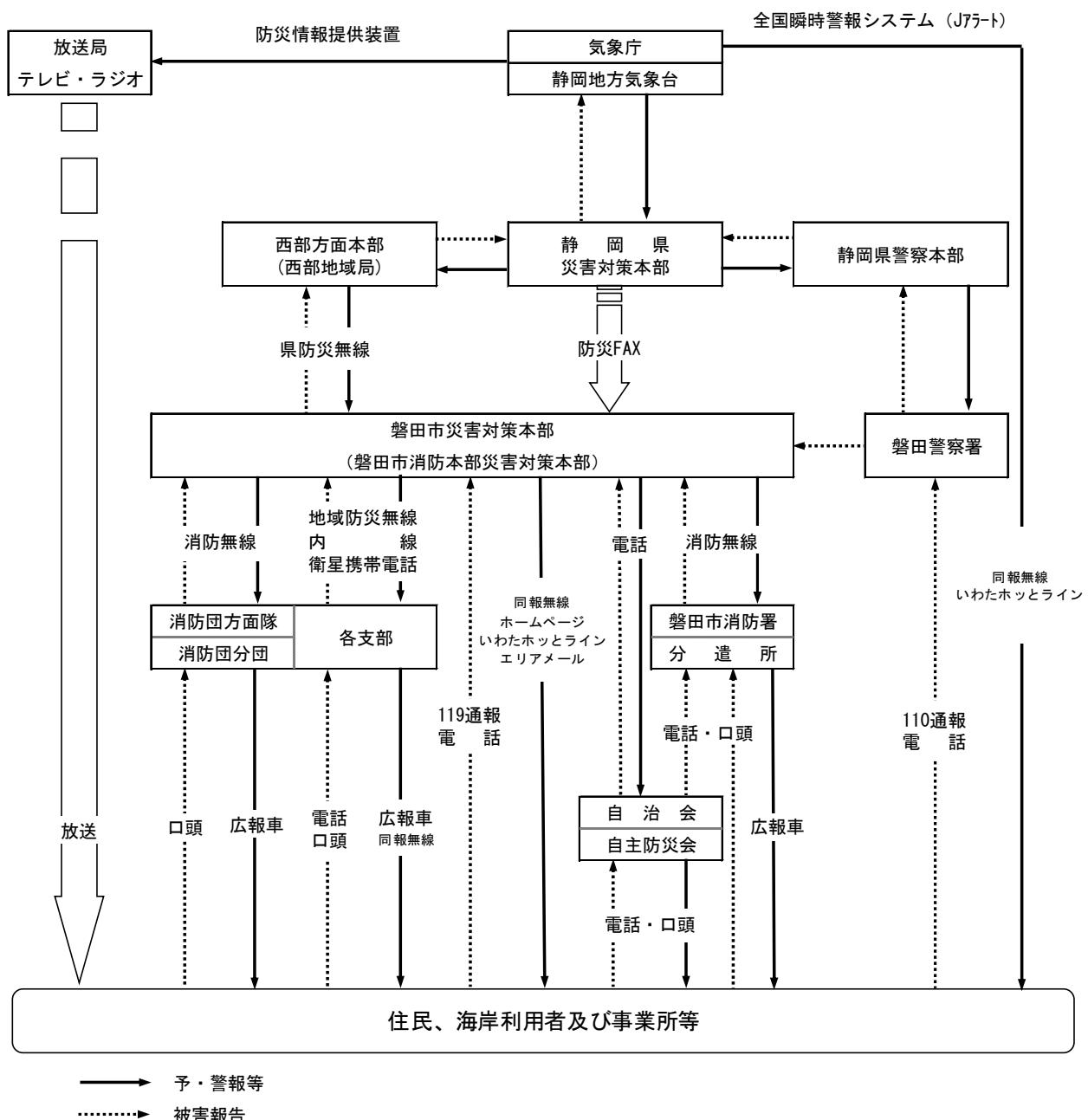


図 6-1 情報受信・伝達系統図

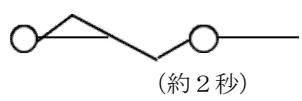
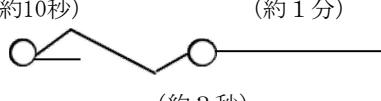
2 海面監視による情報収集

海面監視は、福田漁港に設置した津波監視カメラにより防災センターで実施する。

3 サイレン吹鳴による情報の伝達

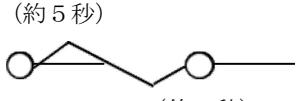
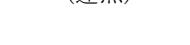
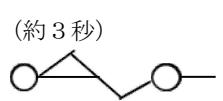
大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合には、防災行政無線（同報系）により次のサイレンを吹鳴する。なお、伝達の手段として鐘音も定められているが、市ではサイレン音のみを使用する。

(1) 津波注意報標識（予報警報標識規則（昭和51年気象庁告示第3号）第3条）

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報 及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(2) 津波警報標識及び大津波警報標識（予報警報標識規則第4条）

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

いわたホツとメール 登録手順のご案内

① ご登録の前に

- メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。
- @hotline.city.iwata.shizuoka.jpドメインあるいはcitizen@hotline.city.iwata.shizuoka.jpのアドレスからのメールの受信を許可する設定を行ってください。
- URL付きメールの受信を許可する設定を行ってください。

1

空メールを送信します。

サイトにアクセスし、「空メールを送信する」から空メールを送信します。

▼PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/iwata/home>



メールアドレスで受け取る方はこちら

メールアドレスを登録して頂く事でメールでの情報収集を受け取れる事が出来ます。
登録を行う方は以下のボタンより登録用メールを選択してください。
既に登録済みの方で登録内容の変更や削除を行う場合は以下のボタンより登録用メールを選択してください。変更・削除用URLをご覗みいたします。

登録用メールを選択する

▼フィーチャーフォン(ガラケー)の場合

<https://m.sugumail.com/m/iwata/home>



空メール送信

登録を行う場合は下記よりメールを送信してください。
件名はそのままで送信してください。折り返し登録用URLを返信いたします。

メールを送信する

▼共通

「空メールを送信する」ボタンをクリックすると、メールが立ち上がりります。そのまま何も入力せずにメールを送信してください。
※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-iwata@sg-p.jp

2

メールが届きます。

メールに記載された登録用URLをクリックし
登録に進みます。

いわたホツとメールへ申し込みいただきまして、ありがとうございます。
登録を行う場合は、次のURLより行ってください。

<https://plus.sugumail.com/usr/XXXXXXXXXXXXXX>

※フィーチャーフォンの場合は異なるURLが表示されます。

3

利用規約を確認します。

利用規約をご確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。

(1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
(2)虚偽または不実な情報を正確、第三者の名義: ブライバシーの権利等の他の権利、利益を害する一切の

同意しない 同意する

配信カテゴリを選択し 会員登録を行います。

4

カテゴリを選択、登録情報を入力し、
[確認画面へ]ボタンをクリックします。

登録情報入力

配信カテゴリ選択

- 防災情報
- 防災情報
- 土砂災害情報
- 河川水位情報

登録するカテゴリにチェックを入れます。

登録情報入力

メールアドレス

日本語

登録情報を入力・確認して
[確認画面へ]ボタンをクリックします。

登録情報入力

登録情報

登録情報

戻る 確認画面へ

入力内容を確認し、登録します。

入力内容をご確認の上、「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。

登録情報確認

配信カテゴリ

- 防災情報
- 防災情報
- 土砂災害情報
- 河川水位情報

登録情報

戻る 登録

登録完了

ご登録ありがとうございました。

登録後、
登録完了メールが
届きます。

登録情報変更・退会

空メールアドレス宛にメールを送信します。
返信メールから登録情報の変更などを行います。

■メールアドレス変更

メールアドレス下にある[編集]ボタンをクリックして手続きしてください。

■配信カテゴリ変更

登録情報の[編集]ボタンをクリックします。
配信カテゴリ選択画面が表示されるので内容を確認しながら画面を進めて下さい。

■退会

画面右上のメニュー「登録解除へ」をクリックします。
次の画面で「登録解除へ」ボタンをクリックしてください。

いわたホツとメール

登録内容

いわたホツとメール

登録解除へ

お問合せ先 豊田市役所 広報広聴・シティプロモーション課
電話:0538-37-4827

第7章 避難指示等の発令基準

1 津波警報等の発表基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、表7-1の基準により発表される。

表7-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

(気象庁資料)

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(注)「津波の高さ」とは、海岸線における津波がない場合の潮位(平常潮位)から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。

2 避難指示等の発令基準

避難指示、高齢者等避難は、下記の場合に表7-2の基準により発令される。

- (1) 大津波警報、津波警報の発表を認知した場合
- (2) 強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

表7-2 避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準
高齢者等避難	遠地津波の来襲が予想されるときには、避難対象地区の住民等に対し、避難の準備を呼びかける。特に避難行動要支援者については、自主防災会等の援助を得ながら事前避難を実施するよう促す。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津波警報が発表されたときには、防潮堤より海側、福田漁港周辺部及び津波溯上河川である天竜川、太田川の河川区域に対して避難指示を発令し、直ちに緊急避難の実施を求める。 2. 大津波警報が発表されたときには、表7-3の避難対象区域の住民等に対し、避難指示を発令し、直ちに緊急避難を求める。

3 避難対象地区と避難指示発令の基準

避難対象地区への避難指示の発令は、表 7-3 の基準により区分する。

表 7-3 避難対象地区と発令基準 (令和 3 年 12 月末現在)

地区名	自治会名	人口	世帯	避難指示			
				津波注意報	津波警報	大津波警報(特別警報)	
				0.2m≤h≤1m	1m<h≤3m	3m<h≤5m	5m<h
福田中	1番組	963	420	なし	○	○	○
	2番組	225	78		○	○	○
	3番組	296	122			○	○
	4番組	54	21			○	○
	5番組	494	188			○	○
	6の1番組	192	86		○	○	○
	6の2番組	297	115		○	○	○
	6の3番組	545	243		○	○	○
	8番組	139	49			○	○
	9の1番組	82	33			○	○
	9の2番組	329	132			○	○
	10の1番組	128	57			○	○
	10の2番組	119	42		○	○	○
	10の3番組	234	86		○	○	○
	11番組	335	151		○	○	○
	12番組	801	304			○	○
	13番組	346	139		○	○	○
	14番組	262	104		○	○	○
	14番北組	81	38			○	○
	昭和組	1612	725		○	○	○
	下太	157	59			○	○
	本田東	403	157			○	○
	本田中	157	62			○	○
	本田西	172	65			○	○
	新田東	281	118		○	○	○
	新田中	226	72		○	○	○
	新田西	143	56		○	○	○
福田南	7番組	1102	468		○	○	○
	15番組	412	188		○	○	○
	石田組	518	235		○	○	○
	中島新町	109	49		○	○	○

地区名	自治会名	人口	世帯	避難指示			
				津波注意報	津波警報	大津波警報(特別警報)	
				0.2m≤h≤1m	1m<h≤3m	3m<h≤5m	5m<h
福田西部	塩新田	197	79	なし	○	○	○
	一色	158	58		○	○	○
	清庵新田	73	29		○	○	○
	太郎馬新田	56	19		○	○	○
	南田	183	95		○	○	○
	長池	127	38			○	○
	大原	379	137			○	○
	大原新町	443	201			○	○
福田北部	五十子	130	46	なし		○	○
	南島	666	258			○	○
	蛭池	352	139			○	○
	東小島	284	114			○	○
豊浜	豊浜中野	1209	489	なし		○	○
	小島方	382	152		○	○	○
	大島	499	199		○	○	○
	雁代	660	243		○	○	○
長野	鮫島	508	228	なし	○	○	○
於保	大和田	291	128			○	○
	上大原	153	62			○	○
	中大原	507	221			○	○
	川成	791	336			○	○
	浜部	211	75		○	○	○
西貝	西之島	424	204	なし		○	○
	上南田	43	17			○	○
竜洋西	掛塚砂町	147	73	なし	○	○	○
	掛塚中町	138	64		○	○	○
	掛塚田町	98	38		○	○	○
	掛塚大当町	96	43		○	○	○
	掛塚横町	322	137		○	○	○
	掛塚新町	364	154		○	○	○
	掛塚蟹町	415	192		○	○	○
	掛塚東町	915	468		○	○	○
	白羽	1093	475		○	○	○

地区名	自治会名	人口	世帯	避難指示			
				津波注意報	津波警報	大津波警報(特別警報)	
				0.2m≤h≤1m	1m<h≤3m	3m<h≤5m	5m<h
竜洋東	駒場	1135	486	なし	○	○	○
	岡	830	381		○	○	○
	西平松	436	173		○	○	○
	中平松	233	94		○	○	○
	飛平松	351	134		○	○	○
	東平松	287	132		○	○	○
	海老島	348	133		○	○	○
	竜洋稗原	141	48		○	○	○
	大中瀬	116	48		○	○	○
	小中瀬	116	42		○	○	○

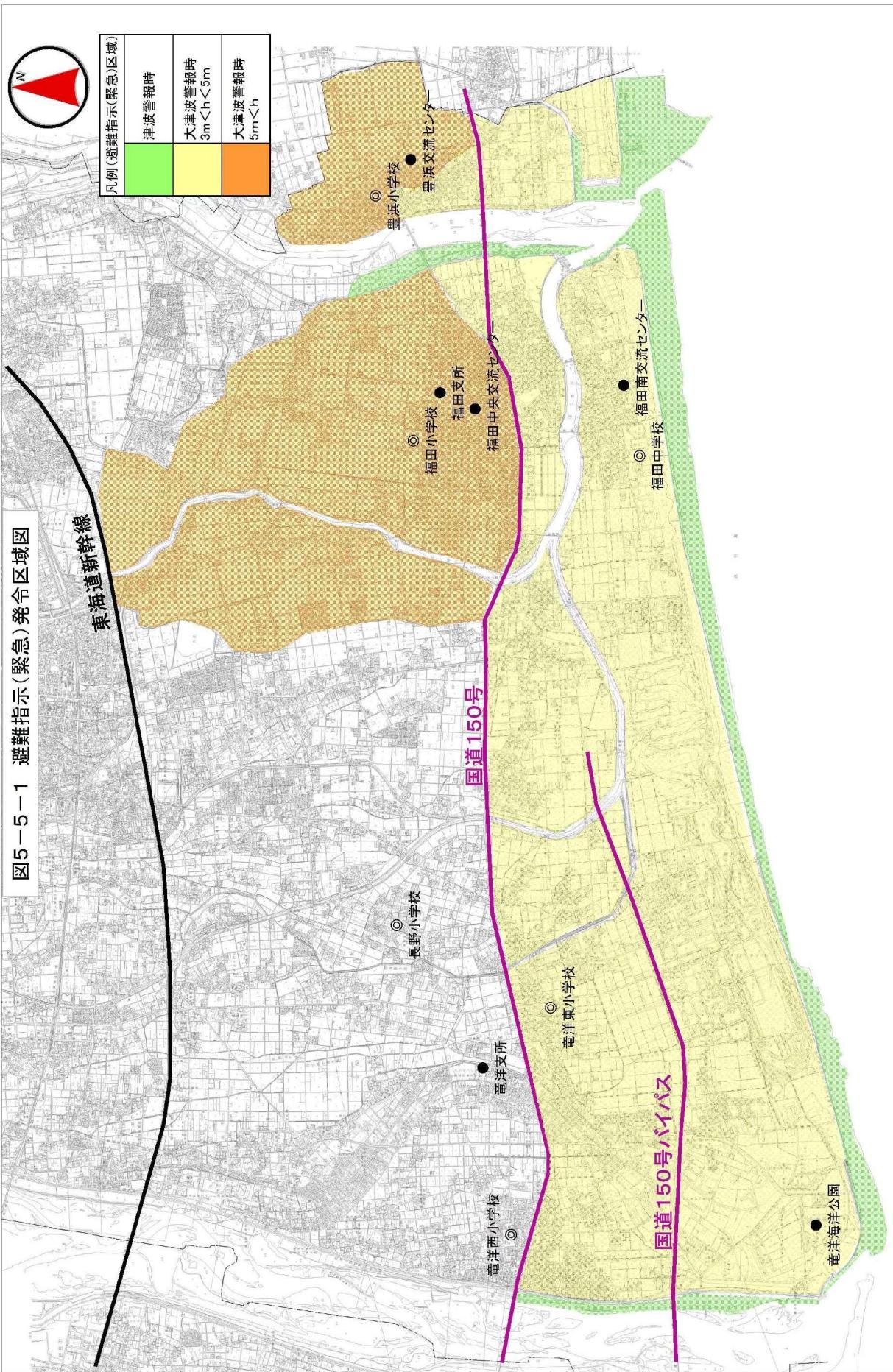
注) 津波警報発表時の避難指示発令区域は、対象自治会区域にある防潮堤の海側や漁港周辺及び河川敷地の範囲に対して発令をする。

大津波警報（特別警報）5m以下発表時の避難指示発令区域は、国道150号以南*もしくは安政東海地震の推定津波浸水区域のいずれかにかかる自治会とする。

(*国道150号は周囲の標高より高いため、避難指示発令区域の目安とする。)

注) 於保地区の川成自治会の人口及び世帯数は、下大之郷の人口等を計上する。

図5-5-1 避難指示(緊急)発令区域図



第8章 津波からの避難方法

津波から身を守るためにには、津波避難施設の確保と併せ適切な避難行動をとることが重要となる。避難行動を確実にさせるために、一人ひとりが次のことを実践する。

(1) 避難場所と避難経路の把握

① 津波避難タワーや津波避難ビルなど地域にある津波避難施設の場所及び避難経路を把握しておく。

ただし、避難経路は、地震動による家屋やブロック塀などの倒壊により避難困難となる可能性があることから、日ごろから安全・確実な避難経路を複数選定しておく。

(津波避難施設は巻末資料のとおりである。)

② いつも家族が一緒ではないことから、家族は安全な場所に避難しているはずであると信じ、自分一人でも安全な場所に避難する。したがって、日ごろから、津波からの避難方法、連絡先などを話し合っておく。

(2) 正しい知識の習得

① 災害図上訓練（D I G訓練）で地域における災害時の危険箇所などを把握する。

② 防災講座などにより津波に関する知識を習得し、家族や知人への波及を図る。

③ 積極的に地域が実施する津波避難訓練に参加する。

(3) 早期の避難

強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まったら直ちに避難する。（サイレンやテレビからの情報を見ることなくとも）。

(4) 率先避難者になる

逃げる際は大声で「津波が来るぞ！逃げろ！」と言いながら周りの住民の避難意識を高める。

(5) 建物等の耐震化等

① 住宅の耐震化や家具等の固定などを実施し、円滑な避難行動ができる環境を整備する。

② ブロック塀の耐震化や生け垣への変更により周辺住民の避難経路の確保に努める。

(6) 避難の方法

徒歩による避難を原則とする。ただし、状況に応じて、車両等有効な手段を使用することが考えられる。

(7) 避難誘導する際の心構え

自らの命を守ることを最優先とし、津波到達予想時間や津波避難施設までの距離等を考慮し、退避時間を確保した上で実施する。

第9章 地区の津波避難計画

住民等が津波からの避難先・避難経路・避難方法等について情報を共有し、地域で避難手順などを話し合うことが重要である。

このため、津波避難対象地区では住民自らが地区の「津波避難計画」を作成する。

1 基本的事項

- (1) 地区の津波避難計画の作成を通じ、他の災害にも強い防災まちづくりを目指す。
- (2) 市は、地区の熟度に合った津波避難に関する知識や理解を深める活動に取り組めるように、津波に関する資料の提供をはじめ、自助・共助の取り組みを支援する。
- (3) 地区の津波避難計画は、自らの判断で迅速かつ主体的な避難行動がとれるようにするためのものであり、津波避難訓練の取組単位である単位自主防災会若しくは地区単位で作成する。
- (4) 地区の津波避難計画を作成するメンバー（以下、「作成メンバー」という。）としては、特に決まりはないが地区で必要と思われるメンバーで構成する。自治会、自主防災会、民生・児童委員、消防団などが考えられる。
- (5) この取り組みにより、津波避難についての住民の理解や熟度の向上を図るとともに、訓練などを通じて検証をし、必要に応じて地区の津波避難計画の見直しを行い、実効性のある計画とする。

2 地区の津波避難計画作成手順

以下の手順で、地区の津波避難計画の作成・見直しに取り組む。

(1) 津波に関するリスクを知る

作成メンバーを集め、地震・津波に関する情報やリスク、避難の方法や心得、地域の特性について磐田市防災ファイルなどを使い知識の習得に努め、共通理解を図る。

市は地震・津波に関する知識やリスクへの理解を深めるために、情報提供や講師派遣、地区的津波避難計画作成例の提示等を行う。

表 9-1 地震・津波に関する知識やリスクを知る手段

知識やリスクを知る手段	主な内容
地震・津波のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に関する基礎知識 ・南海トラフの地震等の発生に関する知識
静岡県第4次地震被害想定	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県第4次地震被害想定の内容 ・地域の津波浸水域や浸水深に関する知識
過去の津波被害	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の津波被害に関する知識の習得等
避難の心得・避難行動指針	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの安全を確保するための判断力や行動力(率先避難者の育成) ・生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成(避難行動要支援者への支援) ・避難行動指針等に関する知識・理解を深める
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路や地域の危険個所の確認
磐田市防災ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難場所の確認 ・避難勧告・指示等発令基準の確認 ・津波浸水想定区域、津波浸水深の確認 ・家屋の耐震化や家具の固定等地震に関する対策の知識

(2) 津波避難計画作成検討会等の実施による津波避難マップの作成

作成メンバーは、津波避難計画作成検討会等（以下、「検討会等」という。）を実施する。検討会等では、地区のリスクや避難の心得、避難先、地区の課題等を話し合い、より具体的で適切な避難方法の検討・情報共有を行う。また、検討会等の結果を基に津波避難マップを作成する。

市は検討会等を実施するにあたって必要な資料の提供を行う。

(3) まち歩きによる津波避難マップの確認

作成メンバーは地震・津波が発生した場合を想定しながら、検討した避難先や避難経路を中心に行進地を歩き、机上で選定・抽出した避難が適しているかを確認する。また、必要に応じて、津波避難マップを修正する。

(4) 地区の津波避難計画（案）の作成

作成メンバーはこれまで実施・検討してきた津波避難マップを基に地区の津波避難計画（案）を取りまとめる。

【地区の津波避難計画の記載内容（例）】

- ・地区の津波避難計画の使い方
- ・津波による被害想定（津波浸水想定区域、津波到達時間、津波浸水深等）
- ・避難の心得・避難行動指針

- ・津波避難マップ（避難場所、避難経路、地区の危険箇所等）
- ・地域の課題や避難訓練などの取組み
- ・普段からの備え（非常時持出品のリスト、地震への備え、災害情報の入手方法、災害時の連絡先等）

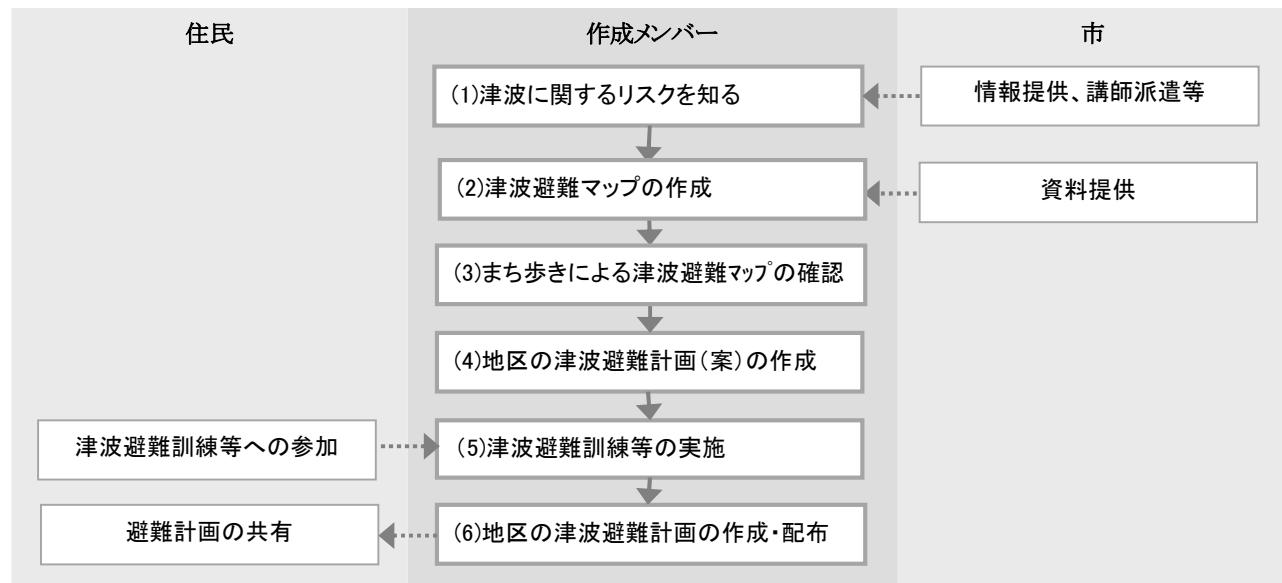
(5) 津波避難訓練等の実施

地区住民等を対象に、津波避難マップを用いた津波避難訓練を実施し、避難先や避難方法、避難経路等の検証を行う。訓練終了後、訓練の結果・課題・改良点等をまとめる。

(6) 地区の津波避難計画作成及び配布

津波避難訓練での結果等を踏まえ、津波避難計画（案）を修正し、地区の津波避難計画を作成する。避難計画を地区全体で共有するために地区住民に配布し周知を図る。

図9-2 地区の津波避難計画作成フロー



第10章 平常時の地震・津波防災教育・啓発

津波による災害から円滑な避難を実施するために、地域の特徴、地域の危険度、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

1 防災教育

- (1) 市民は、自分たちの安全は自らの手で守る意欲（自助・共助）をもち、津波による災害に的確に対応できるよう、地震・津波に関する正しい知識や災害における助かるための行動などの防災知識を習得する。
- (2) 教育機関や地域は、幼児、児童及び生徒に対し、学校教育や津波避難訓練等を通じて地震・津波に関する正しい知識や避難の方法など災害から自分の命を守るために防災教育を推進する。この防災教育の推進により幼児、児童及び生徒から家庭や地域への波及効果が期待できる。
- (3) 市は、地域の特徴や過去の津波災害の教訓から必要な備えを行えるよう、出前講座などを実施する。

2 津波浸水想定区域等の周知

- (1) 市は、静岡県第4次地震被害想定の津波浸水想定区域を「磐田市防災ファイル」や市ホームページに掲載するなど周知をする。
- (2) 沿岸部にある集客施設などは、津波浸水想定区域図を掲示し、利用者への周知に努める。
- (3) 津波浸水想定区域図には、津波浸水範囲、津波浸水深、津波避難施設なども記載する。

第11章 津波避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともにそれぞれの地域の実情に応じた内容となるよう検討をする。

1 津波避難訓練の実施時期、実施体制、参加者

- (1) 実施時期は、市では9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、3月には津波対策推進旬間を設定している。
- (2) 自主防災会、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団、漁業協同組合、海浜付近の観光・宿泊施設の管理者など地域ぐるみの避難体制の確立を図る。
- (3) 住民のほか観光客、釣り人、サーファーなどの海岸利用者、漁業関係者などの参加を要請するほか、避難行動要支援者の避難支援など実践的な避難訓練が実施できるような内容とする。

2 訓練の内容等

- (1) 地区の津波浸水深、津波到達予想時間など地域の津波に関するリスクを想定した訓練内容とする。
- (2) 津波の襲来は日中とは限らないことから夜間の訓練も実施し、避難に要する時間や避難経路の危険性など昼夜の違いによる避難の困難さを体験する。
- (3) 在宅時における訓練だけではなく通勤・通学時、在社・在学時など、あらゆる場面を想定した訓練も検討する。
- (4) 津波避難施設のカギの管理者を再確認し、いずれかの管理者が第一避難者となるよう意識をもって行動する。
- (5) 防災講座（津波D I Gを含む。）と津波避難訓練をセットにし、市民に津波襲来時の避難行動について周知する。

第12章 その他の留意点

1 避難行動要支援者の避難対策

東日本大震災では、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者や避難支援者が避難中に津波に巻き込まれたことが大きく取り上げられ、避難行動要支援者の避難対策は、多くの課題を抱えている。

- (1) 避難行動要支援者は、日ごろからの近所づきあいや津波避難訓練に参加し、周辺住民の避難支援を受けることができる関係を築くよう努める。
- (2) 津波から避難困難な避難行動要支援者は、津波浸水想定区域外への転居や浸水深以上の階への居住場所の移動を行い、津波災害を回避することに努める。
- (3) 避難支援者は、自らの命を最優先にすることを基本とし、時間的余裕があるなどの場合には、避難行動要支援者の避難支援に最善を尽くす。
- (4) 津波避難訓練では、担架、車いす、リヤカー、おんぶ、自動車など避難時間を少しでも短縮できる避難方法を確認するとともに、それらの避難手段における危険性も認識する。

2 観光客、釣り人などの避難対策

- (1) 津波災害のおそれがある地域に居合わせた観光客や釣り人、サーファーなどの避難対策のため、津波浸水想定区域内に存する津波避難に有効な建物などの所有者等と協定を結び、津波避難場所として確保に努める。
- (2) 観光客等の避難誘導については、津波浸水想定区域内に存する物販店などの集客施設にハザードマップを配布し、周知を依頼する。また、観光ガイドマップなどにも緊急避難場所を記載する。
- (3) 地理に不慣れな人の円滑な避難のために、津波避難誘導看板や津波避難施設表示看板の設置を実施する。

巻末資料1 主な用語の意義

用語	意義
静岡県第4次地震被害想定	静岡県内の市町・住民等が今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県がレベル1及びレベル2の地震・津波で想定される人的・物的（建物）被害などの程度を定量・定性的な指標で示したものという。
レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波をいう。東海・東南海・南海地震による地震・津波が該当する。
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波をいう。南海トラフ巨大地震による地震・津波が該当する。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるよう県知事が指定する区域をいう。
津波災害特別警戒区域	津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域で、住民等が建築物の中にいても津波を「避ける」ことができるよう県知事が指定する区域をいう。
津波浸水想定区域	想定した津波が陸上を遡上した場合に浸水する範囲をいう。
津波浸水深	想定した津波が陸上を遡上した場合に浸水する津波の深さをいう。
避難対象地区	津波が発生した場合に避難が必要な地区で、市が指定するものをいう。
津波緊急避難場所	津波から一時的に避難する場所であり、津波浸水深以上の高台や津波避難ビル、津波避難タワー、命山などの津波避難施設をいう。
避難困難のおそれのある地域	津波到達時間までに津波対象区域の外（避難の必要がない安全な地域）、又は避難先まで避難することが困難な地域をいう。
南海トラフ地震に関する情報	<p>南海トラフ地震発生の可能性の高まりを評価した結果を気象庁が発表するもので、「臨時情報」と「関連解説情報」の2種類があり、その発表条件は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時情報 <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 ○関連解説情報 <ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災会、住民等が設定する道路をいう。
高齢者等避難	災害の発生のおそれがある場合に、市民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障がいのある人等、及び避難を支援する者（以下「高齢者等」という。）に対して、早期の段階で避難行動を開始することを求めるものである。
避難指示	災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、市長が市民に対して立退きを指示し、必要があると認めるときは立退き先として、指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの

巻末資料2 津波避難施設一覧表

【民間協定施設】

単位：m

施設名称	所在地	避難対象地区	構造	階数 (階)	階段	海拔 (地盤)	海拔 (避難利用階)
メルローズⅠ	二之宮 1137-1	長野・於保	RC	3	屋外	1.9	5.7
メルローズⅡ	二之宮 1137-1	長野・於保	RC	3	屋外	1.9	5.7
グランメール	二之宮 1153-1	長野・於保	RC	3	屋外	2	5.8
アダージョ	二之宮 1161	長野・於保	RC	3	屋外	2.1	5.9
ヴィヴーアーチェ	二之宮 1161	長野・於保	RC	3	屋外	2.1	5.9
介護老人保健施設「さくらの苑」	二之宮 1162	長野・於保	RC	3	屋外	2	5.8
エステート・ミューズ	二之宮 1170-2	長野・於保	RC	3	屋外	1.9	5.7
エステート・ミューズ2	二之宮 1170-1	長野・於保	RC	3	屋外	1.9	5.7
グリンデルワルト	天竜 943-1	長野・於保	RC	5	屋外	3	6.8
インターラーゲン	天竜 948-1	長野・於保	RC	5	屋外	3	6.8
大日精化工業(株)東海寮	豊島 86-7	長野・於保	RC	5	屋外	4.3	9.4
エムズドリームⅣ	豊島 1117-1	長野・於保	RC	4	屋外	4.9	8.7
メゾンアルウェットⅠ	豊島 1451-3	長野・於保	RC	4	屋外	4.5	8.3
ファーザーグロース	千手堂 919	長野・於保	RC	3	屋外	5	8.8
ファイングロウス	千手堂 996-3	長野・於保	RC	3	屋外	5	8.8
シャルマン	千手堂 1065-1	長野・於保	RC	3	屋外	4.5	8.3
ランドスケイプ	上大之郷 103-2	長野・於保	RC	3	屋外	2.7	6.5
ピュアマンション	上大之郷 278	長野・於保	RC	3	屋外	3.3	7.1
シルキーマンション	上大之郷 322-5	長野・於保	RC	4	屋外	3.1	6.9
マイシティ大之郷	上大之郷 629	長野・於保	RC	3	屋外	2.9	6.7
セトウル イン オカタ	下岡田 243	長野・於保	RC	3	屋外	4.1	7.9
MO	上岡田 918-1	長野・於保	RC	3	屋外	2.9	6.7
上岡田ガーデンハイツA	上岡田 989	長野・於保	RC	3	屋外	2.7	6.5
上岡田ガーデンハイツB	上岡田 991-1	長野・於保	RC	3	屋外	2.7	6.5
プラザ上岡田(NTN社員寮)	上岡田 1039-1	長野・於保	RC	5	屋内	3.1	6.9
磐田グレイス第3マンション	上岡田 1078-1	長野・於保	RC	4	屋外	2.7	6.5
磐田グレイス第5マンション	上岡田 1078-2	長野・於保	RC	4	屋外	2.7	6.5
磐田グレイス第1マンション	上岡田 1112-7	長野・於保	RC	4	屋外	2.8	6.6
特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島 26-1	西貝	RC	4	屋外	2.7	6.5
メッセミサキⅡ	鎌田 1915-1	西貝	RC	3	屋外	3.8	7.6
メッセミサキⅠ	鎌田 1917-1	西貝	RC	3	屋外	3.8	7.6
サンライズM	鮫島 1256-1	長野	RC	3	屋外	2.5	6.3
特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島 1804-1	長野	RC	1	屋外	4.2	8.2
Marohito(マロート)	草崎 793-2	長野・竜洋東	RC	3	屋外	3.4	7.2

施設名称	所在地	避難対象地区	構造	階数 (階)	階段	海拔 (地盤)	海拔 (避難利用階)
Marohito(マロート)	草崎 793-2	長野・竜洋東	RC	3	屋外	3.4	7.2
静岡産業大学(体育館)	大原 1572-1	於保・福田西部	RC	2	屋内	3.3	10.9
すずかけヘルスケアホスピタル	大原 2042-4	於保・福田西部	RC	5	屋外	2.3	6.1
コーポアザミ	下大之郷 22-3	長野・於保	RC	4	屋外	2.7	6.5
タンドレス	福田 522-3(12)	福田中	RC	4	屋外	2.1	5.9
アルンイワタ	福田 1204-1(13)	福田中	RC	3	屋外	2.1	5.9
マンションあすらん	福田 1478-1(10の1)	福田中	RC	4	屋外	2.2	6
ポートタウン	福田 3138(1)	福田中	RC	4	屋外	2.1	5.9
グランストーク福田	福田 3830-3(6の2)	福田中	RC	3	屋外	2.5	6.3
フロントヒルズⅡ	福田 5495-109(7)	福田南	RC	4	屋外	1.8	5.6
フロントヒルズⅢ	福田 5495-111(7)	福田南	RC	4	屋外	1.8	5.6
ヒロキ工業津波避難タワー	福田 5498-5	福田南	S	タワー	屋外	2.5	15.8
ドルチェカーポ	福田 6085-15(11)	福田中	RC	3	屋外	2.1	5.9
カウベルⅦ	福田中島 708-1	福田中	RC	5	屋外	1.9	5.7
ビリーブU	福田中島 709-1	福田中	RC	3	屋外	1.9	5.7
ラ・メールⅠ	福田中島 847-1	福田中	RC	3	屋外	1.8	5.6
ラ・メールⅡ	福田中島 874-1	福田中	RC	3	屋外	1.8	5.6
エバーグリーン	福田中島 1199-3	福田中	RC	4	屋外	2	5.8
マンション BEY VIEW	福田中島 3407-7	福田南	S	3	屋外	2.4	5.4
マンション SEA VIEW	福田中島 3408-2	福田南	S	3	屋外	2.5	5.5
マンション SEA VIEW	福田中島 3408-2	福田南	S	3	屋外	2.5	5.5
(株)ケイ・アイ研究所	塩新田 408-1	福田西部	RC	2	屋外	2.9	6.7
アイシーケイ津波避難タワー	塩新田 492-1	福田西部	S	タワー	屋外	2.8	14.5
川研ファインケミカル(株)研究棟	塩新田 582-7	福田西部	S	3	屋外	3.5	16
(株)アイテック	南田伊兵衛新田 35-1	福田西部	S	2	屋外	3	11.8
(株)理研グリーン	南田伊兵衛新田 885-12	福田西部	S	2	屋外	2.8	10.8
遠州中央農業協同組合福田支店	南島 529	福田北部	S	2	屋外	2.7	12
磐田ガバナステーション	東小島 160-2	福田中・福田北部	RC	2	屋外	2.3	9.3
マルイ水産津波避難タワー	豊浜 1075	豊浜	S	タワー	屋外	2.8	12.8
太田川東バルブステーション	豊浜 3614-1	豊浜	RC	3	屋外	3.3	11.6
丸源旅館	豊浜 4581	豊浜	RC	5	屋内	2.1	5.9
グループホーム竜洋の家	掛塚 1778-2	竜洋西	S	3	屋外	2.5	8.8
メゾンクリスタル	掛塚 3002-3	竜洋西	RC	3	屋外	2.9	6.7
第二白寿園	掛塚 3160-1	竜洋西	S	3	屋外	2.3	6.3
特別養護老人ホーム白寿園	掛塚 3172	竜洋西	RC	3	屋外	2.7	6.5

施設名称	所在地	避難対象地区	構造	階数 (階)	階段	海拔 (地盤)	海拔 (避難利用階)
介護老人保健施設五洋の里	掛塚 3190-1	竜洋西	S	3	屋外	3.4	7.3
(株)三光	掛塚 3413-2	竜洋西	S	テッキ	屋外	3.2	12.5
フェニックス竜洋	川袋 1440-3	竜洋西	RC	4	屋外	3.9	7.7
メゾンドアムール	豊岡 5115-1	竜洋西	RC	4	屋外	4.8	8.6
メゾンオンディーヌ	豊岡 5539	竜洋西	RC	3	屋外	2.9	6.7
メゾングランヒル	豊岡 5961-2	竜洋西	RC	3	屋外	3.9	7.7
ビレッジハウス竜洋	豊岡 6567-3	竜洋西	RC	5	屋外	4.7	8.5
アルペール	豊岡 6874-1	竜洋西	RC	3	屋外	4.1	7.9
メゾンドK	駒場 38-1	竜洋東	RC	3	屋外	2.8	6.6
エーハウス(A HOUSE)	飛平松 24-2	竜洋東	RC	3	屋外	3.3	7.1
アクト津波避難タワー	飛平松 237-1	竜洋東	S	タワー	屋外	3	12.4
(株)河合楽器製作所厚生会館	飛平松 252	竜洋東	RC	2	屋外	3.8	10
東亜化成(株)	東平松 401-1	竜洋東	S	タワー	屋外	4	12.9
(株)アコ一磐田工場	東平松 500-1	竜洋東	S	テッキ	屋外	3.5	13.2
(株)TF-METAL 磐田第一工場	海老島 1461	竜洋東	S	2	屋外	3.5	7.4
(有)新村鉄工所	海老島 1546	竜洋東	S	2	屋外	3.2	7.49
(株)アコ一倉庫棟	大中瀬 873-1	竜洋東	S	3	屋内	3.6	11.2
(株)河合楽器製作所西第2工場	南平松 3-1	竜洋東	S	1	屋外	4.3	6.9
(株)河合楽器製作所西第1工場	南平松 4	竜洋東	S	2	屋外	4.0	10.2
(株)スズシゲ	南平松 9-12	竜洋東	S	2	屋外	3.1	12.1
西遠ゴム工業(株)竜南工場	南平松 10-3	竜洋東	S	2	屋外	3.2	16.2
(株)TF-METAL 竜洋事業所	南平松 11-1	竜洋東	S	タワー	屋外	3	7
(株)古山鋼材	南平松 11-3	竜洋東	S	2	屋外	3.2	13

【公共施設】

単位：m

施設名称	所在地	避難対象地区	構造	階数 (階)	階段	海拔 (地盤)	海拔 (避難利用階)
磐田南小学校	千手堂 1356-1	長野・於保	RC	3	屋内	4.2	8
東部小学校	東貝塚 206	西貝	RC	3	屋内	3.8	7.6
長野小学校	小島 736	長野	RC	3	屋内	4.1	7.9
南部中学校	野箱 32	長野・於保	RC	4	屋内	4.4	8.2
浜部津波避難タワー	浜部 332-1	長野・於保	S	タワー	屋外	2.3	12.3
磐田市福田支所	福田 400	福田中	RC	4	屋内	2.1	5.9
福田北津波避難タワー	福田 3195	福田中	S	タワー	屋外	2.1	7.1

施設名称	所在地	避難対象地区	構造	階数 (階)	階段	海拔 (地盤)	海拔 (避難利用階)
中川排水ポンプ場	福田 4774-5	福田中	RC	2	屋外	1.8	10.7
福田津波避難タワー	福田 4898-1	福田南	S	タワー	屋外	2.1	13.1
福田コミュニティセンター(防災センター)	福田 5489-2	福田南	RC	2	屋外	2.2	6
南部第一排水ポンプ場	福田 5494-47	福田南	RC	2	屋外	2	7
福田中学校	福田中島 3753-1	福田南	RC	3	屋外	2.6	6.4
市営はまぼう団地	福田中島 3396-4	福田南	RC	4	屋外	2.1	5.9
福田小学校	下太 380	福田中	RC	3	屋内	2.4	6.2
長池配水場	大原 3979-3	福田西部	RC	2	屋外	2.5	10
福田屋内スポーツセンター	南島 393-1	福田北部	RC	3	屋内	2.2	6
豊浜小学校	豊浜 9	豊浜	RC	3	屋外	2.3	6.1
豊浜配水場	豊浜 533	豊浜	RC	2	屋外	2.6	10.1
豊浜交流センター	豊浜 2921-1	豊浜	S	1	屋外	2.2	6.5
渚の交流館津波避難タワー	豊浜 4127-43	豊浜	S	タワー	屋外	5	17
掛塚津波避難タワー	掛塚 777	竜洋西	S	タワー	屋外	3.8	12.3
竜洋西小学校	川袋 1900	竜洋西	RC	3	屋内	3.9	7.7
市営竜洋豊岡団地	豊岡 2604-2	竜洋西	RC	3	屋内	5.2	9
竜洋中学校	豊岡 4473-8	竜洋西	RC	3	屋内	4.3	8.1
竜洋なぎの木会館	豊岡 6605-3	竜洋西	RC	3	屋内	3.5	7.3
駒場北津波避難タワー	駒場 325-1	竜洋東	S	タワー	屋外	4	12
駒場南津波避難タワー	駒場 1644-14	竜洋東	S	タワー	屋外	3.8	12.3
天竜農場津波避難タワー	駒場 6866-4	竜洋東	S	タワー	屋外	2.3	9.4
竜洋富士	駒場 6866-5	竜洋東	土	築山	屋外	18.3	18.3
磐田市竜洋支所	岡 729-1	竜洋西・竜洋東	RC	3	屋内	4.5	8.3
竜洋東小学校	中平松 23	竜洋東	RC	3	屋外	3.5	7.3
小中瀬津波避難タワー	小中瀬 55-2	竜洋東	S	タワー	屋外	3.1	12.1
竜洋北小学校	堀之内 356	竜洋西・竜洋東	RC	3	屋内	5.4	9.2

巻末資料3 陸域への津波到達予想時間

